

# 議案参考資料

[令和3年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

医療保険課 保険税係

## 議案名

議案第16号 桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

地方税法施行令の一部改正に伴い、国保税の軽減措置について所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

個人所得課税の見直し(給与所得控除や公的年金控除から基礎控除への10万円の振替え)の影響で、国保税の軽減対象者が軽減対象から外れないようにするため、軽減基準の所得算定において、基礎控除相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、給与所得者等の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた額とするものです。

### 軽減判定所得基準

7割軽減	現行： <u>33万円</u> 以下 改正後： <u>43万円</u> + <u>10万円 × (給与所得者等の数 - 1)</u> 以下
5割軽減	現行： <u>33万円</u> + (28.5万円 × 被保険者数) 以下 改正後： <u>43万円</u> + (28.5万円 × 被保険者数) + <u>10万円 × (給与所得者等の数 - 1)</u> 以下
2割軽減	現行： <u>33万円</u> + (52万円 × 被保険者数) 以下 改正後： <u>43万円</u> + (52万円 × 被保険者数) + <u>10万円 × (給与所得者等の数 - 1)</u> 以下

(施行期日：公布の日)

## 背景・経過

現下の経済情勢等を踏まえ、地方創成の推進の基盤となる地方の税財源を確保する観点から、地方税法の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されました。その中で今回の国保税の改正部分については、令和3年度の課税から適用されます。